

平成20年度の労務に関する法改正について

平成20年度の労働関係諸法令に関する主な改正点を
ご紹介します。

●労働契約法の創設（3月1日施行）

労働契約のルールを初めて単独の法律で定めた『労働契約法』が、第168回国会において一部修正され、平成19年11月28日に成立、同年12月5日に、平成19年法律第128号として公布され、今年の3月1日に施行となりました。

近年、働き方が多様化し、働く人の意識も変わっていき傾向にある中、労働契約をめぐって、労働者と会社との間でトラブルが起きる件数も年々増加しています。

これまでは、労働契約に特化した民事的なルールを規定した法律は存在せず、民法や民事裁判の判決例といったもので対応・判断していくしかありませんでした。

しかし、今回、積み重ねられた判決例を基に労働契約法が制定され、今後は、労働契約をめぐるトラブルは、労働契約法に照らしてその適否が判断されることが期待されています。

※労働契約法5つの基本原則

| | |
|---|-----------------------------|
| ① | 労働者と会社は、対等の立場で合意すること |
| ② | 労働者と会社は、就業形態に応じて均衡を考慮すること |
| ③ | 労働者と会社は、仕事と生活の調和に配慮すること |
| ④ | 労働者と会社は、誠実に権利を行使し、義務を履行すること |
| ⑤ | 労働者と会社は、権利をみだりに行使しないこと |

この労働契約法に關しましては、今後この紙面にて連載記事でお伝えして行く予定です。

●パートタイム労働法の改正（4月1日施行）

詳細につきましては、先月号および今後の連載記事でお伝えして行く予定です。

●介護保険料率の改定（3月1日施行）

*1. 1.3%

| | |
|------|--------|
| 会社負担 | 0.565% |
| 本人負担 | 0.565% |

給与計算においては、料率の登録変更を忘れずに行いましょう。

※健康保険組合については、各組合によって異なることがありますので、別途ご確認ください。

●国民年金保険料の改定（4月1日施行）

| |
|---------|
| 14,410円 |
|---------|

※310円の負担増となります。

●後期高齢者医療制度の創設（4月1日施行）

4月から『後期高齢者医療制度』が始まります。現在、健康保険に加入している方・扶養に入っている方、国民健康保険に入っている方等様々ですが、75歳以上の方は一律都道府県単位で市町村が加入する後期高齢者医療制度に加入となります。

※ポイント

| | |
|---|-------------------------------|
| ① | 制度の運営は各都道府県の広域連合が行います |
| ② | 75歳以上の方が対象（一定程度の障害がある方は65歳以上） |
| ③ | 保険料は広域連合ごとに決まり、原則として年金から徴収します |
| ④ | 医療費の自己負担は一般は1割、現役並み所得の方は3割です |

会社として行うことは、以下の手続きです。

| | |
|--------------------|----------------|
| 社会保険の被保険者で75歳以上の人 | 4月1日付で喪失させる |
| 被保険者の扶養している人が75歳以上 | 4月1日付で被扶養者から外す |

後期高齢者医療制度に加入する場合は、特に手続きは必要ありません。既に75歳以上の方には3月下旬に市町村から「被保険者証」が送付されます。また、4月以降に75歳以上になる方には、誕生日の約2週間前に「被保険者証」が送付されます。なお、被扶養者がいる方の場合は、扶養とはできませんので、国保等へ切り替えが必要となります。

赤井労務マネジメント事務所
社会保険労務士 赤井孝文

URL <http://www.6064.jp>